

## サービス付き高齢者向け住宅制度の普及促進事業を実施する者の公募について

平成25年6月3日

国土交通省住宅局長 井上 俊之

次のとおり、サービス付き高齢者向け住宅制度の普及促進事業を実施する者の募集について公示します。

### 1. 事業概要

#### (1) 事業名

サービス付き高齢者向け住宅制度の普及促進事業(サービス付き高齢者向け住宅の事業モデルの普及促進等に関する事業)

#### (2) 事業目的

平成23年10月にサービス付き高齢者向け住宅制度が創設されてから1年半以上が経過し、平成25年4月末時点で約11万戸が登録されており、市場における高齢者の多様なニーズを踏まえた様々なサービス付き高齢者向け住宅が供給されているところである。このように市場での供給が進む中、様々なサービス付き高齢者向け住宅について、入居希望者が的確に選択できるよう効果的に情報提供を行うことが求められているほか、サービス付き高齢者向け住宅をはじめとした高齢者向け住宅の供給に当たっては、市場における供給動向や高齢者の多様なニーズ等を踏まえた上で取り組むことが必要不可欠である。そのためには当該住宅を供給する民間事業者等において地域の高齢者向け住宅の供給動向の把握や需要予測・分析を的確に行うとともに、その結果を踏まえ、持続性、安定性のある事業展開を図ることが必要である。

また、持家居住高齢者が約8割を占める中で、持家からの転居先であるサービス付き高齢者向け住宅の供給については、自宅での居住継続可能性を踏まえ取り組む必要がある。こうしたことから住宅のバリアフリー化等の住環境向上による高齢者の健康や介護サービス費用低減に対する効果分析や改修促進方策の検討を通じ、自宅での居住継続可能性について分析することも必要である。

本事業は、サービス付き高齢者向け住宅等の供給動向や地域の需要を踏まえた事例の分析・整理とその結果に基づく事業類型(モデル)の提示に向けた検討を行うとともに、住宅のバリアフリー化等の住環境向上の効果分析・改修促進方策の検討を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、サービス付き高齢者向け住宅をはじめとする高齢者向け住宅の地域における的確な普及を図ることを目的とする。

#### (3) 事業内容

以下の事項について検討する。

- ①サービス付き高齢者向け住宅の登録情報の効果的な提供方策
- ②サービス付き高齢者向け住宅等の供給動向や地域の需要を踏まえた事例の分析・整理とその結果に基づく持続性・安定性のある事業類型(モデル)の提示と普及方策
- ③住宅のバリアフリー化等の住環境向上の効果分析・改修促進方策

(4) 事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。

平成25年6月下旬 ～ 平成26年3月31日

2. 対象事業者の要件

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。
- 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

(2) 技術能力に関する要件

- インターネットにより、消費者が利用しやすい環境を整備するための技術力を有すること。
- 事業を的確に遂行する体制を有すること。

(3) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局等

- ①担当部局 国土交通省 住宅局 安心居住推進課 高齢者住宅指導係
- ②住所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
- ③電話 03-5253-8111 (内線 39-855)
- ④F A X 03-5253-8140
- ⑤電子 mail tabushi-s256@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期 間 平成25年6月3日(月)から平成25年6月13日(木)
- ②場 所 上記担当部局
- ③方 法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交  
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ①期 限 平成25年6月14日(金) 18時00分まで
- ②場 所 上記担当部局
- ③方 法 上記担当部局へ、持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合は3部、電送又は電子メールの場合は1部。(電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。)

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)

「Just System 一太郎 2009」「Microsoft Word2007」「Microsoft Excel2007」「Adobe acrobat Reader9」以前の形式に限る。

- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること

- ・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

#### 4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は3.(1)に同じ。
- (3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった申込書は原則破棄する。なお、返却を希望する場合はその旨を申込書提出の際に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。